

吸収分割に係る事前開示書類の変更

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条第 7 号に基づく
変更後の事項の開示)

2021 年 12 月 15 日

株式会社関西スーパーマーケット

2021年12月15日

吸収分割に係る事前開示書類の変更
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条第7号に基づく
変更後の事項の開示)

兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役 福谷 耕治 ㊞

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」といいます。）及びKS分割準備株式会社（以下「乙」といいます。）は、2021年9月30日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2022年2月1日として、甲がその営む一切の事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

甲は、本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定に基づく開示事項を記載した2021年10月14日付の書面（2021年11月29日付の当該事前開示事項の変更を記載した書面を含みます。）を備置しておりますが、今般、当該事前開示事項に変更が生じたので、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条第7号に基づき、下記のとおり変更いたします。なお、本書面においては、変更事項のみを開示しております（下線は変更箇所）。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

（変更前）

② 株式交換

甲は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の完全子会社であるイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシス（エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスを総称して「H2Oグループ」といいます。）との間でそれぞれ2021年8月31日付で締結した各株式交換契約及び同年11月26日付で締結した各株式交換契約変更契約に基づき、2021年12月15日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社とし、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

なお、本株式交換は、甲とH2Oグループとの経営統合のために行われるものであり、2021年10月29日に開催された甲の臨時株主総会において承認を受け、2021年12月15日を効力発生日として実施される予定です。

③ 株主による仮処分命令の申立て等

甲は、株主であるオーケー株式会社から、2021年11月9日付及び同月15日付で、神戸地方裁判所に対して本株式交換の差止めを求める仮処分命令の申立てを受けていたところ、同月22日付で神戸地方裁判所において本株式交換を仮に差し止める旨の決定がなされましたが、甲は、現在これを不服として裁判手続において争っています。

(変更後)

② 株式交換

甲は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の完全子会社であるイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシス（エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスを総称して「H2O グループ」といいます。）との間でそれぞれ 2021 年 8 月 31 日付で締結した各株式交換契約及び同年 11 月 26 日付で締結した各株式交換契約変更契約に基づき、2021 年 12 月 15 日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社とし、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

③ 株主による仮処分命令の申立て等

甲は、株主であるオーケー株式会社から、2021 年 11 月 9 日付及び同月 15 日付で、神戸地方裁判所に対して本株式交換の差止めを求める仮処分命令の申立てを受けていたところ、同月 22 日付で神戸地方裁判所において本株式交換を仮に差し止める旨の決定がなされました。これを受け、甲は、同月 24 日付で神戸地方裁判所において異議申立てを行いましたが、同月 26 日付で、神戸地方裁判所において、当該仮処分決定を認可する旨の決定がなされました。

これに対して、甲は、神戸地方裁判所の上記各決定を争い、その取消し等を求めるため、同月 30 日付で大阪高等裁判所に対して保全抗告を行ったところ、2021 年 12 月 7 日付で、大阪高等裁判所は、神戸地方裁判所の上記各決定を取り消し、オーケー株式会社による上記仮処分命令の申立てを却下する旨の決定を行いました。

その後、オーケー株式会社は、大阪高等裁判所の上記決定を不服として、2021 年 12 月 7 日付で許可抗告の申立てを行ったところ、同月 14 日付で、最高裁判所は、当該許可抗告を棄却する旨を決定いたしました。

以 上